

公印省略

2 教教第 2 8 9 9 号  
令和 2 年 1 1 月 5 日

各市町村（中学校組合）教育委員会教育長 殿  
（指定都市を除く。）

福岡県教育委員会教育長  
（教職員課福利・職員係）

県内一斉ノー残業デーの実施について（通知）

このことについて、別紙のとおり各県立学校長宛て通知しましたのでお知らせします。  
については、貴職におかれましても、これを参考に、貴管下県費負担教職員の超過勤務の縮減について、適切に取り組まれますようお願いいたします。

本件担当  
福岡県教育庁教育総務部教職員課  
福利・職員係  
TEL 092-643-3891  
FAX 092-643-3896

写

公印省略

2教総第1493号  
2教教第2899号  
令和2年11月5日

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

県内一斉ノー残業デーの実施について（通知）

このことについて、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」及び効率的な働き方による時間外労働の削減や休暇の取得促進を始めとした「働き方改革」の実現に向けた方策として、11月18日（水）に福祉労働部労働局労働政策課長の呼びかけで「県内一斉ノー残業デー」が実施されます（別紙参照）。

ついでには、この取組の趣旨を踏まえ、定時退校を定着させ、超過勤務の縮減を図る観点から、下記のとおり取り組まれるようお願いいたします。

なお、超過勤務の縮減には、上司の適切な業務マネジメントが重要です。貴職にあつては、部下職員の勤務時間を適正に把握し、負担の軽減を図るなど、積極的なリーダーシップを発揮して、職場の実態に応じた超過勤務縮減に引き続き取り組まれますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 校務運営上支障のない限り、11月18日（水）は定時退校日とすること。
- 2 校務の都合により全職員一斉に定時退校日の設定ができない場合は、学年単位等で定時退校日を設定することも可能であること。また、緊急の業務のない職員は定時退校日の設定の有無にかかわらず定時に退校するよう促すこと。
- 3 別添のチラシを所属職員に配布し、超過勤務の縮減に向けた個々の業務の見直しや意識改革に努めるよう指導すること。

本件担当

総務企画課人事係 TEL 092-643-3858

教職員課福利・職員係 TEL 092-643-3891